

令和4年12月12日

令和4年第3回神奈川県議会定例会

# 文教常任委員会資料

(令和4年12月7日付託分)

教育委員会

目 次

ページ

I 令和4年度一般会計11月補正予算（その2）債務負担行為について【教育委員会関係】	1
II 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	2
III 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	3
IV 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	4
V 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	5
VI 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	6
VII 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	7
VIII 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】	8
IX 令和4年度一般会計12月補正予算の概要【教育委員会関係】	9
X 令和4年度一般会計12月補正予算歳出の事業	10
XI 令和4年度一般会計12月補正予算給与費明細について【教育委員会関係】	12
XII 令和4年度一般会計12月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】	13
XIII 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要	14
XIV 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要	16

【予算に関する説明書（その4）11頁】

I 令和4年度一般会計11月補正予算（その2）債務負担行為について【教育委員会関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
県立学校空調設備 整備費	千円 59,200	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 —	特定 財源	国庫支出金	千円 —
						県 債	44,000
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和5年度	59,200	一般財源	そ の 他	—	
					15,200		
高等学校施設整備 工事費	2,299,000	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	2,299,000
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和5年度	2,299,000	一般財源	そ の 他	—	
					—		
高等学校施設整備 工事設計調査費	25,700	前年度末 までの支出 (見込)額		—	特定 財源	国庫支出金	—
						県 債	25,000
	当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和5年度	25,700	一般財源	そ の 他	—	
					700		

Ⅱ 職員の分限に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、管理監督職勤務上限年齢制による降任の手續について規定するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部改正

- (1) 地方公務員法の一部改正により管理監督職勤務上限年齢に達している職員を他の職へ降任する制度が創設されたことに伴い、降任の手續に関する規定について所要の改正を行う。（第3条関係）
- (2) 学校職員の給与等に関する条例の一部改正に伴い、給料の特例による降給について規定する。（第3条、附則第3項及び第4項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

Ⅲ 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例及び市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設けるなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

市町村立学校県費負担教職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正

懲戒処分のうち、減給について、処分の発令後に給料月額が減額された場合の取扱いを設ける。（第4条関係）

3 施行期日

令和5年4月1日

IV 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後の給料の特例を定めるなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

学校職員の給与等に関する条例の一部改正

- (1) 現行の再任用職員及び短時間勤務職員に関する規定を定年前再任用短時間勤務職員に適用する措置を講ずる。（第5条、第14条の2、第16条、第19条、第20条、第20条の3、第20条の4、第21条、第21条の2、別表第1～第5関係）
- (2) 当分の間、職員の給料月額を、職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、その者に適用される給料表の職務の級及び号給に応じた額に7割を乗じて得た額とする。（附則第8項、第9項関係）
- (3) 管理監督職勤務上限年齢により降任等を伴う異動等をした職員の給料月額は、異動前の給料月額の7割水準とする。（附則第10項～第15項関係）
- (4) その他所要の規定の整備を行う。（旧附則第2項～第56項、附則別表第1～第5関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

旧地方公務員法勤務延長職員の給与に関し特例を設ける等、所要の経過措置を設ける。

V 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、再任用職員の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を削る。（第17条関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

暫定再任用職員（短時間勤務の職を占める暫定再任用職員を除く。）の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。

VI 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正等に伴い、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員を追加するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

外国の地方公共団体の機関等に派遣される市町村立学校県費負担教職員の処遇等に関する条例の一部改正

- (1) 地方公務員法の一部改正に伴い、定年退職者等の再任用について引用する条項を整理する。（第2条関係）
- (2) 職員の定年等に関する条例の一部改正に伴い、当該条例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員を、本条例の派遣の対象とならない職員に加える。（第2条関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

令和14年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の条例第2条第2項第1号の規定の適用については、これらの規定中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。）」とする。



Ⅶ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

教育職員免許状の授与に関する証明書の交付手数料を新設するなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 教育職員免許状の授与に関する証明書の交付手数料を新設する。（別表の9 教育委員会関係）
- (2) その他所要の規定の整備を行う。（別表の9 教育委員会関係）

3 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

別表の9 教育委員会関係の表の改正規定及び3(2)は令和5年4月1日。

(2) 経過措置

改正後の別表の9 教育委員会関係の表7の項の規定は、令和5年4月1日以後に証明書の交付の請求を受理したものから適用する。

Ⅷ 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例の概要【教育委員会関係】

1 改正の趣旨

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正する条例

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（第2条）

3 改正の内容

地方公務員法の一部改正に伴い、短時間勤務の職について引用する条項を整理する。

4 施行期日

令和5年4月1日

## IX 令和4年度一般会計12月補正予算の概要【教育委員会関係】

### 総括表

(単位 千円)

科目	内 訳	令和4年度				令和3年度	対前年度比較	
		9月現計 予算額	11月補正予算 (その2)額(※)	12月補正 予算額	12月現計 予算額 A	12月現計 予算額 B	A - B	A / B
(款) 教育費		332,693,819	—	2,043,401	334,737,220	333,217,575	1,519,645	100.5%
	(項) 教育総務費	25,293,982	—	132,240	25,426,222	22,171,602	3,254,620	114.7%
	(項) 小学校費	80,785,630	—	660,604	81,446,234	80,812,407	633,827	100.8%
	(項) 中学校費	49,224,070	—	384,838	49,608,908	50,655,401	△ 1,046,493	97.9%
	(項) 高等学校費	134,921,125	—	622,396	135,543,521	134,472,973	1,070,548	100.8%
	(項) 特別支援学校費	38,559,325	—	243,323	38,802,648	40,152,851	△ 1,350,203	96.6%
	(項) 社会教育費	3,378,177	—	—	3,378,177	4,440,856	△ 1,062,679	76.1%
	(項) 保健体育費	531,510	—	—	531,510	511,485	20,025	103.9%
	教育費計 (教育委員会関係)	332,693,819	—	2,043,401	334,737,220	333,217,575	1,519,645	100.5%
合	計	332,693,819	—	2,043,401	334,737,220	333,217,575	1,519,645	100.5%

(※) 11月補正予算(その2)は債務負担行為のためのため、歳出予算の計上はなし。

X 令和4年度一般会計12月補正予算歳出の事業

1 給与費

11 款 教育費 1 項 教育総務費  
56,920 千円

【予算に関する説明書（その5）17頁】

11 款 教育費 2 項 小学校費  
660,604 千円

【予算に関する説明書（その5）17頁】

11 款 教育費 3 項 中学校費  
384,838 千円

【予算に関する説明書（その5）17頁】

11 款 教育費 4 項 高等学校費  
622,396 千円

【予算に関する説明書（その5）18頁】

11 款 教育費 5 項 特別支援学校費  
243,323 千円

【予算に関する説明書（その5）18頁】

「令和4年職員の給与等に関する報告及び給与改定に関する勧告」を受けた給与改定に対応するため、給与費の増額を行う。

2 11 款 教育費 1 項 教育総務費

⑨・ 公立幼稚園等安心・安全対策支援事業費補助

50,300千円

【予算に関する説明書（その5）17頁】

公立幼稚園等に通う子どもの安全を守るため、スクールバスの安全装置の装備など学校設置者が講じる安全対策の強化に要する費用に対して補助を行う。

⑨・ 特別支援学校安心・安全対策事業費

25,020千円

【予算に関する説明書（その5）17頁】

県立特別支援学校に通う子どもの安全を守るため、学校が運行するスクールバス等に安全装置を装備する。

【予算に関する説明書（その5）22頁】

XI 令和4年度一般会計12月補正予算給与費明細について【教育委員会関係】

（教育職員）

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考																																												
給料	千円 382,943	給与改定に伴う増加分	千円 382,943		給与改定の実施時期 令和4年4月1日 給料の改定率 0.20%																																												
職員手当	1,356,238	制度改正に伴う増加分	1,161,493	地域手当 101,205千円	地域手当 支給率 12.05%（改定前 12.0%）																																												
				勤勉手当 1,060,288千円	勤勉手当 支給率（月分） 管理職手当1種～3種の職員以外の者 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>0.95</td> <td>1.05</td> <td>2.00</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>1.90</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>0</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> 管理職手当1種～3種の職員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>1.15</td> <td>1.25</td> <td>2.40</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>1.15</td> <td>1.15</td> <td>2.30</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>0</td> <td>0.10</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table> 再任用職員 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>12月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改定後</td> <td>0.45</td> <td>0.50</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>改定前</td> <td>0.45</td> <td>0.45</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>0</td> <td>0.05</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月	12月	計	改定後	0.95	1.05	2.00	改定前	0.95	0.95	1.90	比較	0	0.10	0.10	区分	6月	12月	計	改定後	1.15	1.25	2.40	改定前	1.15	1.15	2.30	比較	0	0.10	0.10	区分	6月	12月	計	改定後	0.45	0.50	0.95	改定前	0.45	0.45	0.90
区分	6月	12月	計																																														
改定後	0.95	1.05	2.00																																														
改定前	0.95	0.95	1.90																																														
比較	0	0.10	0.10																																														
区分	6月	12月	計																																														
改定後	1.15	1.25	2.40																																														
改定前	1.15	1.15	2.30																																														
比較	0	0.10	0.10																																														
区分	6月	12月	計																																														
改定後	0.45	0.50	0.95																																														
改定前	0.45	0.45	0.90																																														
比較	0	0.05	0.05																																														
		その他の増減分	194,745	期末・勤勉手当の増分 123,264千円  その他の増分 71,481千円																																													

【議案（予算 その5） 5頁 定県第134号議案】

XII 令和4年度一般会計12月補正予算繰越明許費について【教育委員会関係】

款	項	事業名	金額
11 教育費			千円 75,320
	1 教育総務費		75,320
		公立幼稚園等安心・安全対策支援事業費補助	50,300
		特別支援学校安心・安全対策事業費	25,020
合 計			75,320

XIII 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

令和4年10月13日の人事委員会勧告等を勘案して、給料表の改定を行うなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 令和4年度の改定

ア 給料月額

人事委員会から勧告を受けた給料表のとおり改める。（別表第1～別表第5関係）

イ 地域手当の支給割合

地域手当の支給率を次のとおりとする。（第9条の2第2項関係）

改 正	現 行
12.05/100	12/100

ウ 勤勉手当の支給割合

令和4年12月期の支給割合を次のとおりとする。（第20条第2項関係）

職員の区分		改 正	現 行
再任用職員 以外の職員	一般の職員	105/100	95/100
	特定幹部職員	125/100	115/100
再任用職員	一般の職員	50/100	45/100
	特定幹部職員	60/100	55/100

(2) 令和5年度の改定

ア 総括校長の管理職手当等

(ア) 管理職手当の支給対象に総括校長を加えるとともに、管理職手当の上限額を100分の20から100分の23に引き上げる。（第7条の2関係）

(イ) 期末手当において管理職加算を規定する。（第19条第5項関係）

(ウ) その他規定の整備を行う。（第20条の3第4項、第20条の4第1項、附則第4項、附則第14項、別表第1、別表第6関係）



イ 地域手当の支給割合

地域手当の支給率を次のとおりとする。（第9条の2第2項関係）

改正	令和4年度の改正
12.09/100	12.05/100

ウ 勤勉手当の支給割合

令和5年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおりとする。  
（第20条第2項関係）

職員の区分		改正	令和4年度の改正
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員	一般の職員	100/100	105/100
	特定幹部職員	120/100	125/100
定年前再任用 短時間勤務職員	一般の職員	47.5/100	50/100
	特定幹部職員	57.5/100	60/100

(3) 令和6年度の改定

教員及び警察官の給料表の適用を異にする異動に伴う、異動後の級の最高号給を超える部分の現給保障を廃止することとする。（附則第4項関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

施行期日等は次のとおりとする。

改正の内容	施行期日等
2(1)	公布の日施行。ただし、ア及びイについては令和4年4月1日から、ウについては令和4年12月1日からそれぞれ適用する。
2(2)	令和5年4月1日施行
2(3)	令和6年4月1日施行

(2) 経過措置

2(3)の施行の前日に改正前の条例附則の規定による給料を支給されている職員に対しては、所要の経過措置を設ける。

【議案（条例その他 その5）71頁 定県第139号議案】

XIV 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する  
条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の趣旨

県立学校に新たな職として総括校長を設置することに伴い、所要の改正  
を行うものである。

2 改正の内容

「教育職員」に総括校長を加える。（第2条第2項関係）

3 施行期日

令和5年4月1日